

重量物搬送系 保守点検作業
仕様書

1. 件名

重量物搬送系保守点検作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、J-PARC、3GeVシンクロトロン加速器トンネル内で重量物の搬送に使用しているエアータンク等重量物搬送系の保守点検作業を実施するために、当該作業を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。加速器の維持管理に必要な機器点検である。

3. 作業実施場所

・ 日本原子力研究開発機構 J-PARCセンター3GeVシンクロトロン棟

4. 作業期間

契約締結日から2025年1月31日。詳細な実施時期については機構担当者と協議の上決定するものとする。

5. 納期

2025年2月28日

6. 作業内容

①本件では以下に記す対象機器の保守点検と消耗品の交換を実施する事。なお、作業環境は管理区域であるため、受注者にて作業に必要な手続きを実施すること。

- ・ エアータンク 1式
 - (1) 車輪式牽引車点検(積載空気圧縮機の点検、シーケンサ、パワーサプライ、ブレードホース、フィルターの交換を含む。交換部品は発注側からの支給とする)
 - (2) 偏向電磁石用台車
 - (3) 平台車(長尺、短尺)

- ・ トロリーバスダクト 1式

②対象機器に関して、以下の項目について点検を行い、結果を提出すること。

- (1) 目視による異常点検
- (2) 各種ボルト増し締め
- (3) 絶縁抵抗測定
- (4) 各種動作確認
- (5) その他、機構及び受注者の協議の上、必要と認められた項目

7. 業務に必要な資格等

当該機器の構造、性能を熟知し、必要なメンテナンスが行えること
放射線業務従事者

8. 支給品等

8.1 支給品

- 建屋電気
- シーケンサ
- パワーサプライ
- フィルター
- ブレードホース
- ホースバンド

9. 提出書類

- ・全ての提出書類を電子データ化すること。
- ・電子データを CD-R に記録し、点検結果報告書 1 部につき CD-R 1 枚を添付すること。
- ・CD-R には、内容が分かるようにラベルをメディアに直接貼り付けること。

	書類名	提出時期	部数
(1)	総括責任者届	契約締結後速やかに	1部
(2)	作業工程表	契約締結後速やかに	1部
(3)	作業体制表	契約締結後速やかに	1部
(4)	作業従事者名簿	契約締結後速やかに	1部
(5)	緊急時連絡系統図	契約締結後速やかに	1部
(6)	点検要領書	契約締結後速やかに	1部
(8)	リスクアセスメント	契約締結後速やかに	1部
(9)	作業日報・KY	作業日毎	3部
(10)	人員掌握表	作業日毎	3部
(11)	点検結果報告書	作業終了後速やかに	3部

10. 検収条件

第9項に示す提出書類の確認並びに、原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以って業務完了とする。

11. 検査員及び監査員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監査員

- (1) 全般 加速器ディビジョン 加速器第二セクション員

12. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。放射線管理区域内の作業にあたっては、J-PARCセンターの諸手続きに従って申請等を行うこと。なお、第1種放射線管理区域内の作業には、放射線業務従事者登録を行った者で従事可能な者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上